



栃木県公報

令和2（2020）年
3月31日（火）
号 外
第30号

目 次

監 査 委 員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成30年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2（2020）年3月31日

栃木県監査委員	五月女	裕久彦
同	阿部	博美
同	金井	弘行
同	平野	博章

行第179号

令和2（2020）年3月17日

栃木県監査委員	五月女	裕久彦	様
同	阿部	博美	様
同	金井	弘行	様
同	平野	博章	様

栃木県知事 福田 富一

平成30年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知します。

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

委託契約に係る事務の執行について

項目	監査結果	講じた措置
1 総合政策部 (1) 衆議院議員選挙等に 係るテレビスポットCMの制作及び 放送等業務委託 ① 委託業務内容の 明確化（指摘事項）	委託仕様書によれば、配信期間及び 配信店舗は指定されているものの、 配信の頻度、配信回数が明確になっ ていない。 委託仕様書において、配信の頻	指摘内容を踏まえ、平成31(2019)年2 月からの契約については、委託仕様書に 配信の頻度・配信回数を明記することと した。 (市町村課)

<p>② 委託業務の範囲について(意見)</p>	<p>度、配信回数の指定が必要である。</p> <p>委託業務の中に本件委託契約とセットにして随意契約とする必然性は乏しいと考えられるものがある。別の委託業務として発注すれば、入札に付することも可能と考えられ競争原理が働いたはずである。</p>	<p>御意見を踏まえ、以降の選挙においては、時間的な制約や経済的合理性を考慮した上で、適切な対応を図っていく。</p> <p>(市町村課)</p>
<p>(2) とちぎ暮らし・しごと支援センター設置業務委託</p> <p>① 見積書の内容確認について(指摘事項)</p>	<p>先方に見積金額に基づいた随意契約による委託契約が締結されており、一般的な会議テーブルや椅子をリースしているが、当該リース代はかなり割高である。見積書の妥当性について適切に確認を行うべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、リース契約していた什器について、令和元(2019)年度契約において購入に切り替えは是正を図った。</p> <p>(地域振興課)</p>
<p>(3) とちぎUターン対策強化事業業務委託</p> <p>① 参加者の増加率について(意見)</p>	<p>本委託業務においては、大学生向けミーティングと出身者向けミーティングを行っているが、実際の参加者数は見込数には到達しなかった。今後も引き続き業務を実施していくのであれば、委託先と協議するなどして、その原因と対応策の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>御意見を踏まえ、LINEを活用したPR方法を取り入れるなど工夫を行っており、参加者の増加を図っていく。</p> <p>(地域振興課)</p>
<p>2 経営管理部</p> <p>(1) 「栃木県名誉県民故 船村徹氏を偲ぶ会」等業務委託</p> <p>① 委託事業の事業評価の実施について(意見)</p>	<p>会場が即日満席になったことや参加者の声などを見る限りでは高い評価を得た催しであったと推測されるが、県も適切な事業評価を実施し、今後の事業遂行に役立てることが望ましい。</p>	<p>県として今後も適切な事業評価の実施に努めるとともに、県民の皆様が高い評価をいただけるような式典の運営に努めていく。</p> <p>(人事課)</p>
<p>(2) 総務事務センター業務委託</p> <p>① 予定価格の設定について(指摘事項)</p>	<p>業者1者による参考見積額をそのまま利用している。予定価格の設定にあたっては、複数者からの見積を比較検討して金額を決定すべきである。</p>	<p>令和元(2019)年9月からの契約については、予定価格の設定にあたって、複数者からの見積を比較検討して金額を決定した。</p> <p>(総務事務センター)</p>
<p>(3) 栃木県総合庶務事務システム運用業務委託</p>		

<p>① 入札参加資格要件について（意見）</p>	<p>入札参加資格要件が厳しく、必要以上に入札参加者が排除される可能性がある。 要件を緩和して、競争原理が適切に働くようになるよう、安定運用とのバランスを考慮しながら方針を検討すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、令和元(2019)年8月からの契約については、企業要件の緩和を行った。（総務事務センター）</p>
<p>② 長期継続契約の契約期間について（意見）</p>	<p>本委託契約は5年間の長期継続契約になっているが、通知に定められた契約期間の例外のいずれにも該当しないため、契約期間を5年とすることは妥当ではないものと考えられる。 本委託契約について5年間の長期継続契約を締結するというのであれば、通知を改正して対応すべきである。</p>	<p>通知の改正に伴い、「電算システム等の運用又は保守管理業務の委託に関する契約」が契約期間（原則3年以内）の例外として規定されたことから、令和元(2019)年8月からの契約についても技術の蓄積による電算システム等の円滑な運用確保等を勘案し、契約期間を5年間に設定した。（総務事務センター）</p>
<p>③ 長期継続契約の予定価格の設定について（指摘事項）</p>	<p>長期継続契約の委託料を設計するにあたっては年間積算額を期間に応じて単純に換算するのではなく、期間の経過による業務内容の変化や複数年契約による経済的メリットも考慮すべきである。</p>	<p>令和元(2019)年8月からの契約については、期間経過による業務内容の変化や、制度改正等により今後発生が見込まれる業務量等を考慮して、年度ごとに積算を行った。（総務事務センター）</p>
<p>(4) 共済制度改正関係給与システム改修業務委託</p>	<p>設計書の積算方法が、委託先の見積書の単価や工数をそのまま踏襲した内容になっている。 見積単価に関してはできるだけ比較検討するための情報を収集し、妥当性について検討することが望まれる。</p>	<p>意見を踏まえ、見積単価について、全国調査を行っている調査機関が積算した作業単価と比較し、単価の妥当性を検証した。（総務事務センター）</p>
<p>(5) ストレスチェック業務委託</p>	<p>委託契約書の内容が業務の実態に沿っていない。委託業務の実態に沿った契約書となるよう内容を修正すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、委託業務の実態に沿った記載内容となるよう契約書の内容を是正した。（職員厚生課）</p>
<p>(6) 文書管理システム保守業務委託</p>	<p>本委託業務では、契約書において、委託業務の作業場所を特定しあらかじめ県に届け出なければならないとされているが、届出は書面として残されていない。特定した場所を明確にして疑義が生じないようにするため書面として残すべきであ</p>	<p>受託業者が委託業務の作業を行う際に提出する作業届に、作業場所を明記することとした。（文書学事課）</p>

<p>② 見積の検証について（意見）</p>	<p>る。</p> <p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから、実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者から実際の作業時間や作業人数をヒアリングするなど、実績時間等の把握に向けて有効な方法を検討していく。（文書学事課）</p>
<p>(7) 栃木県本庁舎建築保全業務委託 ① 一般競争入札の検討について（意見）</p>	<p>本業務委託については、条件付き一般競争入札で実施することも可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。</p>	<p>条件付き一般競争入札と同様の競争性を確保していると認識しているが、御意見を踏まえ、適正な業務委託の実施に努めていく。（管財課）</p>
<p>(8) 栃木県芳賀庁舎物品等移転業務委託 ① 低価格入札対策について（意見）</p>	<p>本業務委託について求められるのは、重要文書も含んだ物品等を漏れなく迅速かつ円滑に新庁舎に移転することであるため、品質確保の必要性については、本業務委託も人件費比率の高い役務契約と同様である。</p> <p>県は適正な契約の履行を確保するためにも、最低制限価格制度もしくは低入札価格制度の採用を検討すべきであった。</p>	<p>最低制限価格の設定については、個々に必要性を検討している。</p> <p>今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を踏まえ、必要性の検討を行っていく。（管財課）</p>
<p>② 見積額の妥当性の検証について（意見）</p>	<p>県は、選定した業者から徴取した参考見積書を参考に予定価格を設定したが、業者の入札額は当初の見積額と大幅に乖離している。</p> <p>県は、適切な予定価格を設定するために複数の業者から参考見積書を徴取すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、必要に応じ複数の者から参考見積書を徴取し、適切な対応を図っていく。（管財課）</p>
<p>③ 一般競争入札の検討について（意見）</p>	<p>本業務の委託契約の方法については、随時の現場確認や迅速な打合せなどの対応のために県内に事業所を有している業者を条件とした、条件付き一般競争入札で実施することにより対応可能ではないかと考えられる。したがって、一般競争入札の導入を検討すべきであった。</p>	<p>条件付き一般競争入札と同様の競争性を確保していると認識しているが、御意見を踏まえ、適正な業務委託の実施に努めていく。（管財課）</p>
<p>(9) 栃木県上都賀庁舎物品等移転業務委託 ① 一般競争入札の検討について（意見）</p>	<p>本業務の委託契約の方法については、随時の現場確認や迅速な打合せ</p>	<p>条件付き一般競争入札と同様の競争性を確保していると認識しているが、御意見</p>

<p>見)</p>	<p>などの対応のために県内に事業所を有している業者を条件とした、条件付き一般競争入札で実施することにより対応可能ではないかと考えられる。したがって、一般競争入札の導入を検討すべきであった。</p>	<p>見を踏まえ、適正な業務委託の実施に努めていく。 (管財課)</p>
<p>(10) 自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん等業務委託 ① 再入札の公告について(指摘事項)</p>	<p>再入札を実施しているが、本委託業務に係る入札説明書等には再度入札の実施方法や回数について記載がなかった。入札説明書等に再度入札の実施方法や回数について記載すべきである。</p>	<p>再入札については、入札参加者と適切に意思疎通を図るため、入札説明書において、1回目の入札が不調だった場合の再度入札の実施に関する事項を記載することとした。 (税務課)</p>
<p>(11) マロニエ21ネットシステム保守管理業務委託 ① 見積の検証について(意見)</p>	<p>見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて、業務の作業時間等の把握に努めながら、実績時間に基づく契約締結を目指していく。 (情報システム課)</p>
<p>② 長期継続契約の検討について(意見)</p>	<p>長期継続契約は困難として每期継続して委託契約を締結している。 通常の保守業務とイレギュラー事項に対応する業務とを分離し、通常の保守業務を長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。</p>	<p>通常の保守業務においても、ネットワーク強化や機器統合等によるサーバ等の構成の変更に伴う保守内容見直しや、システム関連機器の新たな機能付加等の対応の必要が随時生じている。 そのため、長期継続契約は困難であるが、御意見を踏まえ、コストの削減に努めていく。 (情報システム課)</p>
<p>(12) 共用コンピュータ運用管理業務委託 ① 見積の検証について(意見)</p>	<p>見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。一般競争入札により行っているが、入札参加者は1者の状態が続いていることから実績時間の把握を行い、予定価格の精度を高めることが望ましいと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて、業務の作業時間等の把握に努めながら、予定価格設定の精度を高めていく。 (情報システム課)</p>
<p>② 長期継続契約の検討について(意見)</p>	<p>本委託業務は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。</p>	<p>共用コンピュータについては、適用業務内容等の見直しを実施しており、その結果と御意見を踏まえ、長期継続契約の採用について検討していく。 (情報システム課)</p>

<p>(13) 栃木県共同利用型 基盤運用保守業務委 託</p>	<p>共同利用型基盤の構築運用にあたり、運用保守業務に係る費用は業者選定にあたっての大きな要素である。共同利用型基盤構築に係る調査設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式における審査においては、運用保守業務に係る費用も選定基準とすべきであった。</p>	<p>当初の業務委託に関連して実施する業務について、その後の必要な経費も想定し、当初の調達の業者選定の基準として加えることとした。(情報システム課)</p>
<p>① 公募型プロポーザル方式の選定基準について(指摘事項)</p>	<p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。</p>	<p>庁内常駐作業者の実際の作業内容及び作業時間を月ごとに把握した。契約満了までの期間、現契約の設計及び見積との検証を行い、精度の向上を図っていく。(情報システム課)</p>
<p>② 見積の検証について(意見)</p>	<p>見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、契約時の作業工程見積と情報システム課において記録していた稼働時間の実績の突合を確認した。引き続き業務内容の実態把握に努め、当該業務の仕様書や設計積算に反映させていく。(情報システム課)</p>
<p>(14) 栃木県行政情報 ネットワーク保守管 理業務委託</p>	<p>当該委託業務は、イレギュラー事項に対するシステム対応があり業務量に多寡が生じるため長期継続契約は困難として每期継続して委託契約を締結している。 通常の保守業務とイレギュラー事項に対応する業務とを分離し、通常の保守業務を長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。</p>	<p>通常の保守業務においてもネットワークの規模が業務量の多寡に直結しており、毎年生じている県の拠点の統廃合やネットワークの変更を契約締結時に反映させる必要がある。 そのため、長期継続契約は困難であるが、御意見を踏まえ、コストの削減に努めていく。(情報システム課)</p>
<p>① 見積の検証について(意見)</p>	<p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて実績時間等の把握に努め、見積の精度向上を図っていく。(情報システム課)</p>
<p>② 長期継続契約の検討について(意見)</p>	<p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて実績時間等の把握に努め、見積の精度向上を図っていく。(情報システム課)</p>
<p>(15) 栃木県情報セキュ リティクラウド運用 保守業務委託</p>	<p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて実績時間等の把握に努め、見積の精度向上を図っていく。(情報システム課)</p>
<p>① 見積の検証について(意見)</p>	<p>現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度</p>	<p>御意見を踏まえ、受託業者へのヒアリング等を通じて実績時間等の把握に努め、見積の精度向上を図っていく。(情報システム課)</p>

<p>(16) 共用コンピュータオペレータ派遣委託 ① 競争原理の確保について(意見)</p>	<p>を高めることが望ましいと考える。</p> <p>落札率が100.0%と高い水準で推移している。競争原理が働くよう指名業者数を増加することや条件付き一般競争入札での実施を検討するなどの対応が望まれる。</p>	<p>令和元(2019)年度より一般競争入札により実施している。(情報システム課)</p>
<p>(17) 安蘇庁舎建築物総合管理業務委託 ① 不要な委託料の発生について(指摘事項)</p>	<p>県が実施した空調運転停止期間の103日間におよぶ清掃点検作業は過剰なメンテナンスであったと考えざるをえず、不要な委託料が含まれていたと考えられる。</p> <p>委託内容については定期的に見直しを行い、不要な委託料が発生しないよう注意する必要がある。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。(安足県税事務所)</p>
<p>(18) 安蘇庁舎清掃業務及び公仕業務委託 ① 一般競争入札の検討について(意見)</p>	<p>指名競争入札を採用した理由を、不信用、不誠実な者を排除するためとしているが、他の委託業務と比較して特段、不信用、不誠実な者を排除する必要性が高い業務内容ではない。原則的な契約締結方法である一般競争入札にすべきである。</p>	<p>庁舎内の事務所においては、個人情報等を扱っており秘密保持のため、不信用、不誠実の者を排除する必要性のある業務内容であり指名競争入札により執行することが適切だと考える。引き続き、適切な対応を図っていく。(安足県税事務所)</p>
<p>3 県民生活部</p>		
<p>(1) 栃木県庁昭和館におけるプロジェクトマッピング等業務委託 ① 委託事業の事業評価の実施について(意見)</p>	<p>開催期間が2日間と短く、動員数もそれほど多くなかったため、国内外に県の魅力をアピールする催しとして適切な規模であったか評価が必要である。また、抽象的な内容にならざるを得ないため、県の魅力が観客に的確に伝わったのか疑問が残る。</p> <p>最小の費用で最大の効果を上げる方法であったか否か事業評価を実施する必要がある。</p>	<p>今後、事業の実施に当たっては、費用対効果を十分に検討し、最大の効果が得られるよう努めていく。(県民文化課)</p>
<p>② 参加資格の充足について(意見)</p>	<p>本事業は参加資格確認の日程が短く、対応が不十分であった。県は、参加資格に関する十分な説明や余裕のある日程調整など、参加を希望する事業者への配慮が必要であった。</p>	<p>今後、委託事業等の実施に当たっては、参加資格に関する十分な説明や余裕のある日程調整など、参加を希望する事業者への配慮を行うよう努めていく。(県民文化課)</p>

(2) とちぎボランティアNPOセンター管理運営業務委託

① ホームページの改修の必要性について(意見)

とちぎボランティアNPOセンターのホームページの閲覧数が急激に減少していることについて、ホームページがスマートフォン対応になっていないことも一因と考えられる。時代のニーズに合わせた早急な対応が必要である。

ホームページの利用環境改善を図るため、令和元(2019)年9月にスマートフォン対応に改修し、運用を開始した。
(県民文化課)

(3) 栃木県消防防災ヘリコプター運行管理業務委託

① 委託料に含まれる資格取得費用について(意見)

操縦士、整備士の資格取得費用は、委託先が必要人員分の資格保有者を確保していることが期待できないことから、予め委託料に含めて、契約後に委託先従業者に取得させる形にしていると考えられる。しかし、入札より前の時点で既に資格を保有している操縦士及び整備士各1名が業務に配属されており、その分の資格取得費用が不要になると思われる。委託料を減額するなどの契約変更の可能性を検討することが望まれる。

平成28(2016)年度の資格取得者は、操縦士1名、整備士2名であったが、その後、操縦士1名、整備士1名が資格を取得した。当初予定の時期からは遅れたものの契約期間内には操縦士2名、整備士3名が資格を取得している。なお、入札前の時点で資格を保有していた2名は業務を円滑に運用するため一時的に配置されたものであり、操縦士、整備士各1名の資格取得に伴い異動となっている。以上のことから変更契約は実施していない。

今後においても、委託業務の設計における履行時期と実際の業務との整合性に留意する。
(消防防災課)

② 入札から履行開始までの日程について(指摘事項)

本委託契約に関する一連の日程において、公告期間や開札日から履行開始日までの期間が短い。余裕を持った日程策定など実質的な競争原理を確保できるよう努めるべきである。

今後、同業務について一般競争入札を実施する際は、指摘内容を踏まえ、関係法令に基づき公告の期間等について十分な期間を設けるよう努めていく。
(消防防災課)

(4) 防災行政ネットワークシステム保守業務委託

① 長期継続契約の検討について(意見)

本委託契約は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

本委託契約の業務内容には、多重無線局の再免許申請に係る費用及び衛星地球局の登録点検に係る費用、メーカー保守員による業務用空調機に係る費用を含めている。当該業務は毎年実施する業務ではないため、年度毎に契約金額の増減が見込まれる。

そのため、引き続き単年度契約を締結することとするが、意見を踏まえ、引き続きコスト削減に努めていく。
(消防防災課)

(5) 危機管理センター業務委託

① 実績報告と積算内容について(指摘事項)

システム運用保守契約は作業内容ごとの実施工数に応じた対価を払うべきものであるため、実績の報告を求め、次年度以降の積算に反映させることが望ましいが、前年度の実績報告は実施日と実施事項を簡単に記載しただけのものが多く、実績工数が不明瞭である。

受託者に対しては、作業別別の工数を含めた実績報告を求めるとともに、実績や作業の性質を考慮して積算をすべきである。

危機管理センターは、平成30(2018)年度に大規模な機器更新を行った。そのため、令和元(2019)年度業務委託は、前年度実績及び整備業者へのヒアリング結果等を精査し、積算に反映した。次年度以降は、実績や作業の性質を反映させて積算を実施するよう是正する。

業務委託の履行に当たっては、毎月工数を含めた障害対応等実績報告を受けるように是正するとともに、実績が委託の工数に満たない場合は、実績に応じて減額の変更契約をするよう是正した。

(消防防災課)

(6) 防災行政無線移動系システム保守業務委託

① 長期継続契約の検討について(意見)

本委託契約は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

本委託契約の業務内容には、移動系無線局の再免許申請に係る費用を含めている。当該業務は毎年実施する業務ではないため、年度毎に契約金額の増減が見込まれる。

そのため、引き続き単年度契約を締結することとするが、意見を踏まえ、引き続きコスト削減に努めていく。

(消防防災課)

(7) 危険物取扱者保安講習業務委託

① 契約単価の根拠について(指摘事項)

危険物保安講習取扱業務の委託単価の算定に使用されている料率は、消防庁からの内かんにおいて、消防士講習事務を適切かつ円滑に実施できる必要かつ十分な額が手数料額の8割以上とされていることを根拠としているが、当文書の発出は平成5年と古く、また危険物取扱者保安講習の実績に基づいた試算など経済的妥当性も検討されていないため、現在の単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性について委託先と定期的に協議すべきである。

令和元(2019)年度の契約においては指摘内容を踏まえ、過去の講習実績に基づき費用率の精査を行い、単価設定に反映した。

今後も単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性を委託先と定期的に協議していく。

(消防防災課)

(8) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託

① 契約単価の根拠について(指摘事項)

免状作成業務の委託単価の算定に使用されている料率は、委託先作成の要綱補足説明資料において、必要費目や想定取扱件数に基づいて算出された標準的な経費割合を根拠としているが、当資料は昭和63年作成のため内容が古く、本委託契約締結時

令和元(2019)年度の契約においては指摘内容を踏まえ、必要費目の精査を行い、単価設定に反映した。

今後も単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性を委託先と定期的に協議していく。

(消防防災課)

<p>(9) 高齢者の消費者被害防止啓発テレビCM放送業務委託</p>	<p>点における経費割合を適切に反映しているとは言い難いため、現在の単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性について委託先と定期的に協議すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、とちぎテレビが実施した視聴率調査の結果を徴取し、視聴率の高い時間帯に放送することとした。 (くらし安全安心課)</p>
<p>① 事業の効果の確認について(意見)</p>	<p>視聴率を把握するなどして事業の効果を検討していない。 CM提供番組の視聴率を把握するなどして、広報の効果を確認することが望まれる。</p>	
<p>(10) 県広報AMラジオ番組の制作及び放送業務委託</p>	<p>聴取率を把握するなどして事業の効果を検討していない。 CM提供番組の聴取率を把握するなどして、広報の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にして、効果的な情報発信を行っていく。(広報課)</p>
<p>① 事業の効果の確認について(意見)</p>		
<p>(11) 栃木県本庁舎受付案内業務委託</p>	<p>当該委託業務は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。</p>	<p>予算の効率的な執行のため案内員の配置人数の見直しが生じたり、通年議会のため会議日数が複数年分見込むことが難しく必要人数が確定しないことから、長期継続契約の場合年度ごとの変更契約が複雑になる。 そのため、引き続き単年度契約により事務の効率化を図っていくが、コスト削減できるよう検討していく。 (広報課県民プラザ室)</p>
<p>① 長期継続契約の検討について(意見)</p>		
<p>(12) 県政広報紙「とちぎ県民だより」制作業務委託</p>	<p>特殊な技術を要する業務委託であることを理由に指名競争入札としているが、本業務委託の内容であれば、条件付き一般競争入札で実施することは可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、令和元(2019)年度から本業務委託を、一般競争入札により実施することとした。(広報課)</p>
<p>① 一般競争入札の検討について(意見)</p>		
<p>(13) 県広報FMラジオ番組の制作及び放送業務委託</p>	<p>聴取率を把握するなどして事業の効果を検討していない。</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にして、効果的な情</p>
<p>① 事業の効果の確認について(意見)</p>		

<p>見)</p>	<p>CM提供番組の聴取率を把握するなどして、広報の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>報発信を行っていく。 また、放送局において実施する視聴率調査等を参考にし、効果的な情報発信を行っていく。 (広報課)</p>
<p>(14) 点字広報誌「とちぎ」及び声の広報「とちぎ」制作・放送業務委託 ① 見積書の妥当性について(意見)</p>	<p>県の予定価格と県社会福祉協議会の見積額は、過去3年間一致しており、県社会福祉協議会に予定価格に関する情報が伝達されているのではないかと推測される状況である。 予定価格は委託先に開示されるべきでなく、委託先に独自に適切に委託額を積算させるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、毎年度同内容で見積書を提出している受託希望者に対し、受託予定内容、受託予定期間等の状況に応じた、適切な見積額を算出するよう指示した結果、令和元(2019)年度から本業務委託に係る設計額と契約先から提出される見積書の金額は一致していない。 (広報課)</p>
<p>(15) 栃木県政世論調査業務委託 ① 委託契約の方法及び内容について(意見)</p>	<p>県は、入札参加の機会をより広く提供し、公平性を確保するため、平成29年度より指名競争入札から条件付一般競争入札としているが、反対に入札参加者数自体は減少し落札率が上昇している。 県は、入札参加者数減少の理由を調査するとともに、入札参加の条件等に問題がなかったかを検討し、委託業務に支障をきたさない範囲内での入札条件の緩和や業務内容の見直しを検討すべきである。</p>	<p>指名競争入札から一般競争入札に変更するに当たり、競争入札参加資格者名簿の登録条件を緩和する一方で、個人情報保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止の観点から近県を参考に「プライバシーマークの取得」を条件に追加したが、今後は「プライバシーマークの取得」に限定せず、「プライバシーマークの取得等、第三者機関の認定を受けている者」に条件を緩和することとする。 (広報課)</p>
<p>(16) 「インフルエンザ及び感染性胃腸炎の予防対策」に関するテレビ生CMの制作及び放送業務委託 ① 効果の確認について(意見)</p>	<p>CM放送した情報番組の視聴率を確認しておらず、事業の効果の確認していない。 CM放送した情報番組の視聴率を把握するなどして、広報事業の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にし、効果的な情報発信を行う。 放送局において実施する視聴率調査等を参考にし、効果的な情報発信を行う。 (広報課)</p>
<p>(17) 弾道ミサイル発射時の行動に関する生CM制作及び放送業務委託 ① 事業の効果の確認(意見)</p>	<p>CM提供番組の視聴率を把握するなどして事業の効果を検討していない。 CM提供番組の視聴率を把握する</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にし、効果的な情報発信を行う。 放送局において実施する視聴率調査等</p>

<p>(18) ワーク&ライフデザイン講座実施事業業務委託</p>	<p>などして、広報の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>を参考にし、効果的な情報発信を行う。 (広報課)</p>
<p>① 委託事業の履行状況について(指摘事項)</p>	<p>仕様書によれば、受講対象人数は20名程度とされているが、実際に講座を受講した人数は、平成29年度は予定人数の70%の水準であり、委託業務を完全に履行できたとは言い難い状況である。 仕様書記載の対象者数が講座を受講するよう(公財)とちぎ男女共同参画財団に指示すべきである。</p>	<p>平成30(2018)年度は、講座受講者を公募制に拡大するとともに、事業を適正に実施するよう(公財)とちぎ男女共同参画財団に指示した。 また、講座内容等を掲載した冊子を作成し、とちぎウーマンナビ及びとちぎ男女共同参画センターHPに掲載することにより、受講者以外も活用できるようにしている。 なお、本事業は平成30(2018)年度を持って終了したが、今後同様の事業を行う際は、より効率性の高い事業となるよう検討する。 (人権・青少年男女参画課)</p>
<p>② 事業の効率性について(指摘事項)</p>	<p>本事業の委託料を受講者人数で除すと、一人あたりに要する費用は、平成28年度 210千円、平成29年度 204千円となっている。 この状況からは、事業の効率性が高いとは言い難く、対象とする受講者数を増加させるなど効率性を高めるよう検討すべきである。 また、本委託事業での講座受講対象者数を年間20名程度としているが、その対象人数でこの委託事業の目的が実現できるのか疑問であり、検討が必要と考える。</p>	<p>平成30(2018)年度は、講座受講者を公募制に拡大するとともに、事業を適正に実施するよう(公財)とちぎ男女共同参画財団に指示した。 また、講座内容等を掲載した冊子を作成し、とちぎウーマンナビ及びとちぎ男女共同参画センターHPに掲載することにより、受講者以外も活用できるようにしている。 なお、本事業は平成30(2018)年度を持って終了したが、今後同様の事業を行う際は、より効率性の高い事業となるよう検討する。 (人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(19) 女性活躍応援テレビCMの制作・放送業務委託</p>	<p>本委託事業の効果及び効率性を検討していないため、CM提供番組の視聴率の把握やアンケートの実施などにより、広報の効果及び効率性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業は平成30(2018)年度をもって終了したが、制作したCMについては、とちぎウーマンナビ及びイベント等を活用し、引き続き発信していく。 今後は視聴率調査等を参考に、より効果的・効率的な広報を検討していく。 (人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(20) 地域人権啓発活動活性化事業「スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動」 催行業務委託</p>	<p>① 予定価格の積算</p>	<p>令和元(2019)年度の同事業の予定価</p>

<p>根拠について（指摘事項）</p>	<p>フィシャルスポンサー料が計上されているが、特定の事業の委託にあたり、プロスポーツチームのオフィシャルスポンサーになる必要性はない。</p> <p>オフィシャルスポンサー料一式として計上している経費の積算の明細及び根拠が不明であり、これらの根拠を明確にすべきである。</p>	<p>格の設定に当たっては、積算の明細及び根拠を明確にした。</p> <p>今後同様の業務を委託する場合は、費用の積算の明細及び根拠を明確にするなど、適正な対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>② 再委託の確認について（指摘事項）</p>	<p>委託事業の中に外注しているものと考えられる事業が含まれており、その積算額は委託料全体の5割を超えている。</p> <p>当該事業の業務委託契約書によれば、再委託は原則として禁止されており、再委託にあたっては県の承認を得ることとしているが、原則禁止の対象となる再委託の質的金額基準が明確にされておらず、その結果、県も委託先に再委託の状況を確認していないものと考えられる。</p> <p>再委託の質的金額基準を明確にするとともに、委託先に再委託の状況を確認すべきである。</p>	<p>平成30(2018)年度の契約では、再委託にあたっての承認書類を提出させた。</p> <p>今後同様の業務を委託する場合は、再委託を禁止する具体的な業務を契約書に明記し、各業務の再委託の状況を委託先に確認するなど、適正な対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>③ 放送確認書の入手について（指摘事項）</p>	<p>スポット広告の作成と放送について、直接委託せずに、委託先経由で委託したため、県では放送確認書を入手していない。</p> <p>委託先で入手しているか確認するか、県においても放送確認書を入手すべきである。</p>	<p>平成30(2018)年度の契約では、放送終了後に委託先から放送確認書を入手した。今後も同様の業務を委託する場合は、事業の実施状況が確認できる書類を入手する。（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>4 環境森林部 (1) 栃木県森林GIS改修業務委託</p>	<p>① 設計書の積算方法について（意見）</p> <p>設計書の積算方法が、委託先の見積書の単価や工数をそのまま踏襲した内容になっている。</p> <p>見積単価に関してはできるだけ比較するための情報を収集し、妥当性について検討することが望まれる。</p>	<p>今後、同様の案件が発生した場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を図っていく。（森林整備課）</p>
<p>② 再委託先の管理について（指摘事項）</p>	<p>本委託契約にあたり、委託先は業務の一部を再委託することについて県の承認を受けているが、承認の際に県が委託先へ提出を求めていた、再委託先との下請負契約書の写しが保管されていなかった。</p> <p>業務の再委託が行われる際には、再委託内容を把握、管理できるよう、契約書の写しや、再委託の範囲</p>	<p>今後、同様の案件が発生した場合には、御指摘の内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。</p> <p>なお、再委託先との下請負契約の写しの提出を受け、保管している。（森林整備課）</p>

<p>(2) 上都賀庁舎・芳賀庁舎県庁スマートエネルギーマネジメントシステム導入業務委託</p>	<p>の報告を要求するとともに、その履行確認も適切に実施すべきである。</p>	<p>エネルギー使用量の県民への開示により、職員の省エネルギーへの意識の向上と省エネルギー行動の定着が図れている。</p>
<p>① 事業の効果の確認について（意見）</p>	<p>本庁及び合同庁舎の事業も含め、本委託事業でどのような効果が期待されているのか、その効果が実現できているか確認することが望まれる。</p>	<p>地球温暖化対策実行計画で示した県有施設における温室効果ガス排出量等の削減目標達成に向け、今後も本システムの効果を検証しつつ、省エネルギーの取組の推進を図っていく。 (地球温暖化対策課)</p>
<p>(3) 公共用水域水質常時監視業務委託</p>	<p>本委託契約において、同一事業者による低い落札率が続いている。競争入札において落札率が低い場合に懸念される事項は、業務の品質の低下である。積算額が適切に算定されているか情報収集に努め、落札額の業務品質への影響を分析し、最低制限価格制度や、低入札価格調査制度導入の必要性について検討すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、情報収集し、積算額の算出方法の見直しを行った結果、令和元(2019)年度の落札率は、87.5%となった。 業務の品質への懸念とならないよう、今後も情報収集を行い、適切な対応を図っていく。 (環境保全課)</p>
<p>(4) 日光自然博物館「四季彩ホール」映像設備更新等業務委託</p>	<p>県の検査においては、外国語版における翻訳の正確性の検証はなされていないとのことであった。 県の財務規則では検査の委託も認められているため、適切な方法により委託内容の検査をするべきであった。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適正な検査の実施に努めていく。 (自然環境課)</p>
<p>② 再委託の承認について（指摘事項）</p>	<p>映像コンテンツの外国語対応部分について、再委託に係る県への承認申請が行われておらず、県から承認を受けていなかった。 県は、契約書に従って事前の承認申請を求めべきであった。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、契約書に従った適正な運用に努め、事前の承認申請を求めていく。 (自然環境課)</p>
<p>(5) 日光自然博物館内外国人案内所及び誘導路設計業務委託</p>		

<p>① 委託業務の内容について（指摘事項）</p>	<p>県は、業者選定前に現地周辺の規制等を把握していたが、応札者に伝えていなかった。事前に周知すれば、より効果的な提案を受けられた可能性もある。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、提案条件の精査及び周知に努めていく。（自然環境課）</p>
<p>(6) 不法投棄等監視業務委託</p>	<p>県は、制約の中で最も効果的な提案を選択できるように、提案を受ける前に規制内容等を十分に周知すべきであった。</p>	
<p>① 低価格入札対策について（意見）</p>	<p>本委託契約においては、平成29年度の落札率が64.7%と低くなっている。競争入札において落札率が低い場合に懸念される事項は、業務の品質の低下である。県は適正な契約の履行を確保するためにも、最低制限価格制度もしくは低入札価格制度の導入を検討していただきたい。</p>	<p>落札率の低下が見られるようになったのは、複数の者が入札に参加するようになった平成28(2016)年度以降であり、競争原理が働いたためと思われる。なお、現状では、本委託事業において業務の品質の低下は見られていない。</p> <p>御意見を踏まえ、今後の状況を勘案して、最低制限価格制度等の導入の可否を検討していく。（廃棄物対策課）</p>
<p>(7) しいたけ原木林等再生対策事業（原木林等伐採更新実証業務委託）</p>	<p>県は、契約の透明性の向上と更なる適正化を図るため、県の契約締結状況を公表することとしているが、県のホームページを確認したところ、本件契約が公表から漏れていた。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、ホームページで委託契約内容を公表することとした。（林業木材産業課）</p>
<p>① 委託契約の公表について（指摘事項）</p>	<p>作業道作接事業は付随的な事業でありかつ重要性も乏しいことから、これをもって公表対象から除外することは適切ではない。本件委託契約内容を適正に公表すべきである。</p>	
<p>(8) 森を育む人づくり事業 木製学習机・椅子製作業務委託</p>	<p>① 入札参加者数の増加について（意見）</p> <p>一般競争入札を実施しているものの、毎年入札参加者は1者しかいない。</p> <p>競争性を確保するためにも、入札参加者が増加するような方策、例えば納品エリア毎の分割発注などを検討することが望まれる。</p>	<p>当該委託業務は平成29(2017)年度をもって終了しているが、今後、同様の案件が生じた場合には、入札参加者が増加するような方策に努めていく。（林業木材産業課）</p>
<p>(9) 栃木県林業センター現場管理員業務及び苗畑等管理業務委託</p>		

<p>① 委託契約の方法について（意見）</p>	<p>本委託契約は、「本業務の実施にあたっては、森林林業の試験・研究に係る一定の知識や技能を有し、かつ、公的な研究等の業務の性格上、公共的性格を有していることが望まれるが、これらの要件を有さない者が参加するおそれがあると認めため」の理由により、一般競争入札に付すことが不利であるとして指名競争入札を実施しているが、一定の入札参加資格を設けるなどの対応をすれば、上記要件に該当しないことも考えられるため、条件付き一般競争入札の導入も検討すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、条件付き一般競争入札の導入も検討していく。 (林業センター)</p>
<p>(10) 保安林緊急改良事業外雪害木除去外業務委託 ① 一般競争入札の検討について（意見）</p>	<p>豪雪による危険木を安全に処理できる高度な専門技術が必要であることを理由に指名競争入札としているが、本業務委託の内容であれば、条件付き一般競争入札で実施することは可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後とも適正かつ安全な業務委託の実施に努めていく。 (県西環境森林事務所)</p>
<p>5 保健福祉部 (1) 生活保護法による診療報酬請求等明細書点検業務委託 ① 仕様書の改訂の必要性について（指摘事項）</p>	<p>仕様書に記載されている嘱託医審査用レセプトの選定基準には、量的基準が記載されているのみで、レセプトの内容を検討して抽出するという質的基準は記載されていない。 選定基準を仕様書に正確に記載しないと業務が適正に履行されないおそれがあるため、仕様書別紙を実態に合わせた内容に改訂する必要がある。</p>	<p>令和元(2019)年度契約分から、仕様書別紙の内容を改め、嘱託医審査用レセプトの選定基準について、「レセプト内容に疑義があり、嘱託医の確認を必要とするもの。」とする事項を追記した。 (保健福祉課)</p>
<p>(2) 栃木県保健医療計画（7期計画）制作業務委託 ① 一般競争入札の検討について（意見）</p>	<p>本業務については、条件付き一般競争入札で実施することは可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、条件付き一般競争入札の導入を検討していく。 (医療政策課)</p>
<p>(3) はつらつとちぎ21推進事業業務委託 ① 見積書の妥当性</p>	<p>県は委託事業設計書に基づき予定</p>	<p>見積書（大区分・中区分）は、協会の</p>

<p>について(指摘事項)</p>	<p>価格を設定し、委託先から見積書を入力しているが、それぞれ計算方法が異なるにも関わらず1円単位で金額が一致しており、委託先に予定価格に関する情報が伝達されているのではないかと推測される状況である。</p>	<p>会計基準に則り作成されているものであり、その積算においても同様である。</p>
<p>② はつらつとちぎ21推進事業の委託方法について(指摘事項)</p>	<p>県は三事業を一括して、はつらつとちぎ21推進事業として委託しているが、生きがい推進員運営事業は、他の二事業とは性格が全く異なり関連性もないため、事業の委託に際してはこれらを一括してではなく、別々の事業として委託すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和元(2019)年度から、生きがい推進員運営事業の委託契約を別契約として締結した。</p>
<p>(4) 認知症疾患医療センター運営事業業務委託</p>	<p>① 実態に即した予定価格の積算について(指摘事項)</p> <p>県が積算する各病院の予定価格の積算方法が同じであるのに対して、各病院から提出される見積書の積算内訳金額にはバラつきが見られ、県の積算と相違しているケースもある。</p> <p>県の積算が委託先の実態に即していないと考えられるため、実態に即した積算となるよう見直しを行うべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、予定価格の積算に当たっては、委託先の実態も勘案し、より実態に即したものとなるよう見直しを行った。</p>
<p>(5) 歯科保健推進事業業務委託</p>	<p>① 適切な実績報告の徴求について(指摘事項)</p> <p>本業務委託の実施に当たって県歯科医師会が受け取った診療報酬の受取額の報告はなされていない。受取診療報酬額の実績額が不明では、適切な収支精算が行われたとは言い難い状態である。</p> <p>県は、本業務委託の実施に必要な委託料を算定するために、県歯科医師会から本業務委託により受け取った診療報酬額の報告を求めるべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、平成30(2018)年度委託事業実績報告分から診療報酬額の報告を受けることとした。(健康増進課)</p>
<p>(6) とちぎ視聴覚障害者情報センター運営事業業務委託</p>	<p>① 変更契約の妥当性について(意</p> <p>予定価格が適切な積算に基づき設定されたものである限り、委託先の</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を</p>

見)	職員の異動を考慮して、これを変更する必要性はないものとする。また、本委託契約は実費精算が行われることになっており、契約変更の実益が乏しいものと考えられる。	図っていく。(障害福祉課)
② 見積書の妥当性について(意見)	<p>県の予定価格と県社会福祉協議会の見積額は、過去3年間一円単位で一致している。県社会福祉協議会に予定価格に関する情報が伝達されているのではないかと推測される状況である。</p> <p>予定価格は委託先に開示されるべきでなく、委託先に独自に適切に委託額を積算させるべきである。</p>	<p>令和元(2019)年度の契約については、予定価格と見積価格は一致していない。御意見を参考としながら、引き続き適切な対応を図っていく。(障害福祉課)</p>
③ 委託契約の公表について(指摘事項)	<p>県は、契約の透明性の向上と更なる適正化を図るため、県の契約締結状況を公表することとしているが、県のホームページを確認したところ、本件契約が公表から漏れていた。</p> <p>県の外郭団体への委託事業については、より透明性が求められるべきであり、適正に本件委託契約内容を公表すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、県のホームページ「平成30(2018)年度 部局別契約締結状況(公共工事等以外)一覧」において、委託契約内容を公表した。(障害福祉課)</p>
(7) 障害者就業・生活支援センター(生活支援等事業業務委託)		
① 委託事業の積算について(意見)	<p>委託事業を行っている県内6圏域の各社会福祉法人の平成29年度実績報告書によれば、いずれも受託料収入を支出額が上回っており、不足分を委託先法人が負担している。</p> <p>委託先法人の健全な運営の観点から、積算にあたっては、各委託先の実績、個別の見積りや事情なども踏まえて内容を検討することが望ましい。</p>	<p>委託業務内容については、各法人同様の内容であるが、御意見を踏まえて、契約額の範囲内での実施に向けて、各法人と調整を図っていく。(障害福祉課)</p>
(8) 障害者相談支援ネットワーク推進事業委託		
① 委託事業における実績額と積算額の乖離について(意見)	<p>本事業の委託先法人の実績報告書によると、いずれの法人も支出額が委託料(契約金額)を超過しており、他会計から資金を繰入する等して本事業の支出超過額を補填している。</p> <p>県は、説明を聴取するなどして、原因を検討する必要がある。</p>	<p>委託業務内容については、各法人同様の内容であるが、御意見を踏まえて、契約額の範囲内での実施に向けて、各法人と調整を図っていく。(障害福祉課)</p>

<p>② 見積書徴取の形式化について（意見）</p>	<p>検討の結果、必要があれば委託内容や積算額を変更すべきである。</p> <p>契約時において、徴取している見積書は、本事業の決算実績と大きく乖離しており、県の予定価格に合わせて見積書を作成しているものと考えざるを得ない状況である。見積書の徴取が形式化しており検討を要する。</p>	<p>御意見を踏まえ、委託業務内容に必要な経費の見積書を依頼することとした。また、委託業務内容と予定価格について、乖離がないか見直し、適切な対応に努めていく。（障害福祉課）</p>
<p>(9) 栃木県精神科救急医療施設確保対策事業（病院輪番型）業務委託</p> <p>① 輪番日数と診療実績について（意見）</p>	<p>精神科医療が必要な際に当番病院がない場合は、県立岡本台病院が対応しており、診察の多くは当県立病院で行われている。一方で輪番病院においては当番で待機している日数に比して、診察件数が少ない。</p> <p>緊急時の充実した医療体制を確保しながらも、効率的なシフト体制の検討が望まれる。</p>	<p>患者やその家族本位の精神科救急医療体制を確保し、かつ効率的な運用をしていくために、各精神科病院及び関係団体に対して、機会を捉えて輪番体制の更なる充実について協力を依頼することとした。（障害福祉課）</p>
<p>(10) 栃木県障害者社会参加促進事業業務委託</p> <p>① 見積書の妥当性について（指摘事項）</p>	<p>受託者は、当該事業につき県に見積書を提出しているが、その内容が県の設計書の内容と各事業の積算の内訳も全く同一であり、情報が共有されている状況が推測される。</p> <p>予定価格は委託先に開示されるべきでなく、委託先に独自に適切に委託額を積算させるべきである。</p>	<p>県は委託先に予定価格に関する情報を伝達しているものではなく、令和元(2019)年度の契約については、予定価格と見積価格は一致していない。今後、指摘内容を踏まえ、かかる疑念が生じることのないよう適切に対応していく。（障害福祉課）</p>
<p>② 変更契約の妥当性について（指摘事項）</p>	<p>予定価格の算定にあたり、委託先の個別事情は考慮の対象外であり、委託先の人事異動を考慮して、予定価格を変更する必要性はない。委託先の人事異動により予定価格を変更するというのは、不相当であると言わざるを得ない。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、今後同様の事案が生じた場合であっても、予定価格の変更は行わないこととする。（障害福祉課）</p>
<p>(11) 先天性代謝異常等検査業務委託</p> <p>① 執行伺の記載について（指摘事項）</p>	<p>本業務委託に係る契約事務では見積合わせの省略が行われているが、執行伺に見積合わせ省略の記載がなされていなかった。契約事務マニュアルの定めに従って、執行伺に見積合わせの省略に関する根拠法令及び</p>	<p>指摘内容を踏まえ、見積合わせ省略の根拠規定である「栃木県財務規則運用通知第161条関係2」を執行伺に追記した。</p> <p>今後も適切な対応に努めていく。（こども政策課）</p>

(12) 母子家庭等就業・自立支援センター事業業務委託

① 人件費の積算について(指摘事項)

具体的理由を記載すべきであった。

委託先においては、県から委託された事業と同様の事業を宇都宮市からも受託しているが、委託事業の設計書において、直接人件費のうち管理職と事務職の分については、宇都宮市からの受託事業の従事割合までは考慮していない。

同様の事業内容で人件費の発生の有無に差異が生じるとは考えにくく、県は、より正確な見積のために委託先団体の業務の実態に沿った人件費の積算を行うべきである。

宇都宮市及び福祉連合会と業務等の実態把握を行った結果、宇都宮市を除く13市3健康福祉センター(町)分の当該事業を適切に行うためには、現在県が委託している管理職及び事務職の配置が必要であることを確認したところである。

引き続き宇都宮市とは委託業務のすり合わせを行い、適切な積算に努めることとする。(こども政策課)

② 委託事業の効果について(意見)

事業状況報告書の就業実績からすれば、当該事業の実施内容が母子家庭の母等への自立の支援を総合的に行うこととする事業の趣旨に沿ったものとなっているか疑問である。

県は委託事業が自立支援事業の趣旨に沿うよう、委託先団体と委託事業の実施内容について協議・検討すべきである。

当事業の効果的な実施を図るため、実施内容及び実施方法等について、宇都宮市及び福祉連合会と、引き続き見直し検討に努めていく。(こども政策課)

(13) とちぎ保育士・保育所支援センター運営事業業務委託

① 事業の実施方法について(指摘事項)

ほとんどの事業で参加者数が開催規模の半分に満たないため、開催場所や告知方法等の事業内容の設計が不十分であった可能性がある。

県は、これまでの事業実績をもとに事業内容を再設計・見直す必要がある。

指摘内容を踏まえ、仕様書から開催規模を削除し、会場の規模を記載することとした。

また、参加者数を増やすため、テレビ・ラジオでの告知や、銀行やスーパーでのポスター掲示に加え、各種イベントでのノベルティ配布、ショッピングモールでのチラシ配りを実施するなど、告知方法の見直しを行った。

(こども政策課)

(14) 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託

① 業務委託の計画について(意見)

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金をはじめとした保健福祉部管理の債権について未収金額を増加させないという目標と整合性のある計画目標を設定し、委託先にその計画目標と整合性のある計画の策定を求めるべきである。

見積書の中で年間回収見込率を定めており、昨年度の回収率は見込を上回った。

令和元(2019)年度においては、目標値を定めた計画を策定済である。

(こども政策課)

(15) 「栃木県医療費適正化計画」計画書等作成業務委託

① 検収作業について(意見)

県は国保医療課に納品された部数を検収するほか、関係団体に納品状況を照会しているが、大部分の機関への発送状況を確認できておらず、検収作業としては不十分である。

発送状況を確認できる環境にしておく必要がある。

印刷物等現物が納品される契約については、県財務規則の運用通知第147条により納品書を徴取のうえ検査を行うとされていることから、実績報告書の検査と、一部の直接納品状況をもって確認している。

今後は、御意見を踏まえ、委託先に対して実績報告書に、発送数が確認できる書類等の添付を求める等、検査の充実を図っていく。(国保医療課)

(16) 那須学園給食調理業務委託

① 競争原理の確保について(意見)

落札率が99.9%と高い水準にある。競争原理が働くよう指名業者数を増加することや条件付き一般競争入札での実施を検討するなどの対応が望まれる。

朝昼夕の3食を365日業務委託しているため、一度契約不履行となった場合、学園の運営に極めて大きな支障を生じることになる。そのため委託業者については過去の業績実績が豊富であり、優れた技術を有する信頼性の高い業者を選定するため指名競争入札としている。今後は競争原理が働くよう指名業者を増加することで競争原理が働くよう対応したい。(那須学園)

(17) 給食業務委託

① 長期継続契約の採用について(意見)

給食業務の委託については長期継続契約の対象に含まれており、本監査報告書において監査の対象となった他の給食業務については長期継続契約の方法が採用されている。

本業務委託についても、長期継続契約の採用により委託料の削減に努める必要がある。

御意見を踏まえ、令和元(2019)年度から、長期継続契約を採用した。

※とちぎリハビリテーションセンターは、平成30(2018)年4月に地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに移行(保健福祉課)

6 産業労働観光部

(1) 知的財産マッチング支援事業業務委託

① 事業評価及び事業の目標値の設定について(意見)

平成27年度より当事業を実施しているが、これまでに実施許諾契約締結に至った件数は、平成29年度1件のみである。

本事業については、今後、事業の目標値を設定する等して、継続的に事業評価を行っていくことが望まれる。

御意見を踏まえ、1件でも多くの成約を獲得できるよう、これまでの取組を見直すこととし、令和元(2019)年度は新たに開放特許を用いたアイデアソン(参加者が新しい製品アイデアを考え発表し、製品化を促進していくもの)を実施することとした。

今後も、本事業による実績の評価を行いながら、課題の洗い出しや対応策の検討、目標値の設定などを行い、事業を実施していく。(工業振興課)

(2) 「米国におけるとちぎの魅力発信事業」業務委託

<p>① 事業実施報告書の徴求について(指摘事項)</p>	<p>仕様書において、委託先に事業実施報告書の作成・提出を求めているが、実際には事業実施報告書が県に提出されていなかった。</p> <p>事業実施報告書は委託内容やその遂行の有無を現地に赴いた県職員以外でも確認できるようにするためのものであり、提出不要とする稟議等を課内で得ていないため適切な手続きを得ていない。</p> <p>県は、委託業者に対し事業実施報告書の作成・提出を求めるべきであった。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、平成30(2018)年12月に実施した「浙江省・香港との交流促進事業(旅行等手配業務)」に係る業務委託については、仕様書に基づき、委託業者から「事業実施報告書」の提出を受け、委託内容やその遂行の有無を現地に赴いた県職員以外でも確認できるように是正した。(国際課)</p>
<p>(3) グローバル企業人材確保支援事業業務委託</p> <p>① 目標値の設定について(意見)</p>	<p>合同企業説明会や企業向け説明会等の目標参加人数等の実施目標を設定していないため、事業目的の達成度や委託内容がどの程度履行されているかの確認ができない。</p> <p>事業継続の必要性の有無や事業の実施方法の検討を行うためにも目標値を設定して事業の評価をすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、より効果的な企業支援となるよう、本事業における適切な目標値の設定を検討していく。(国際課)</p>
<p>(4) 栃木県公式観光ホームページ「とちぎ旅ネット」多言語版コンテンツ追加制作業務委託</p> <p>① 委託業務の検査について(意見)</p>	<p>実施報告書には翻訳の正確性を検証したことが確認できる資料が添付されていなかった。</p> <p>委託先に対し、翻訳の正確性を検証したことが確認できる資料を実施報告書に添付するよう求めるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、翻訳の正確性を検証したことが確認できる資料を実施報告書に添付した。(観光交流課)</p>
<p>(5) 栃木県立宇都宮産業展示館レストラン装飾業務委託</p> <p>① 委託業務の範囲について(意見)</p>	<p>本件委託業務の各業務は一連の関連性が認められるものの、一部については別個に委託することも可能と考えられる。別個に委託すれば、競争原理が見込める可能性もあった。</p>	<p>御意見を踏まえ、委託方法の改善を図っていく。(観光交流課)</p>
<p>② 見積書の妥当性について(指摘事項)</p>	<p>県の仕様書に具体的な展示伝統工芸品の指示はないが、伝統工芸品のすべての内容と金額について、県の設計額と観光協会の見積額とが一致しており、県の設計額に係る情報が</p>	<p>県は委託先に予定価格に関する情報を伝達しているものではないが、今後同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、委託方法の改善を図っていく。(観光交流課)</p>

③ 実績報告書の修正について（指摘事項）

観光協会に伝えられているとしか考えられない。

予定価格は委託先に開示されるべきでない。

実績報告書を確認したところ、見積書に記載されていた日光下駄が記載されていなかった。完了検査時に日光下駄の調達を確認しており、実績報告書への記載もれとのことであった。

実績報告書における記載もれは修正させるべきである。

指摘内容を踏まえ、実績報告書の修正を指示し、提出を受けた。今後も、適正な対応に努めていく。（観光交流課）

(6) 栃木県立宇都宮産業展示館レストラン改装業務委託

① 契約方式について（意見）

本件委託業務では、県の要請に基づき栃木県建築設計協同組合員より4案の設計が提出されていることから、透明性を確保するためにもプロポーザル方式による契約締結を実施すべきであったと考える。

御意見を踏まえ、委託方法の改善を図っていく。（観光交流課）

(7) とちぎUIJターンの就職サポートセンター運営業務委託

① 契約における履行期日について（指摘事項）

一部の請求書について、期日を過ぎたものが見られ、その原因は実績報告書の提出遅延とのことである。

期日までの履行ができるよう、適切に委託先を指導する必要がある。また報告の内容に照らして期限内の提出が難しい場合は、現実的な期日を契約で定めるべきである。

指摘内容を踏まえ、実績報告書及び請求書の提出期限を実情に合わせて設定し直した上で、期日までに遅滞なく提出するよう委託業者へ指導を実施した。

委託業者からは期日内の提出がなされている。（労働政策課）

(8) とちぎジョブモデルキャリアカウンセリング等業務委託

① 事務執行に関する文書管理について（意見）

プロポーザル方式での参加者提案に対する採点シートのうち、鉛筆で記入されているものが保管されていた。

当文書の記入について鉛筆を使用することの是非を検討し、必要であればルールを設けることが望ましい。

御意見を踏まえ、採点シートの記入は鉛筆を使用しないよう是正した。

（労働政策課）

② 契約における履行期日について（指摘事項）

一部の請求書について、期日を過ぎたものが見られ、その原因は実績報告書の提出遅延とのことである。

期日までの履行ができるよう、適切に委託先を指導する必要がある。

指摘内容を踏まえ、期日までに遅滞なく提出するよう委託業者へ指導を行った。

委託業者からは期日内の提出がなされている。（労働政策課）

	<p>また報告の内容に照らして期限内の提出が難しい場合は、現実的な期日を契約で定めるべきである。</p>	
<p>7 農政部 (1) ICTを活用した 獣害防除対策シス テムの設置・実証業 務委託</p>		
<p>① 執行伺の記載に ついて（指摘事 項）</p>	<p>見積合わせの省略が行われているが、執行伺に見積合わせ省略理由が記載されていなかった。執行伺に見積合わせの省略に関する根拠法令及び具体的理由を記載すべきであった。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、執行伺に見積合わせの省略に関する根拠法令及び具体的理由の記載が漏れることのないよう徹底する。 (自然環境課)</p>
<p>(2) 中山間地域元気創 出事業（とちぎ夢大 地応援団推進事業） 業務委託</p>		
<p>① 委託内容につい て（意見）</p>	<p>新規会員数、若手参加者数、ボランティア活動実施回数等に目標値を設定し、事業が効果的に実施されているか確認することが望まれる。</p>	<p>新規会員数の目標値については、会員の年齢構成をもとに、適切な数値の設定を検討していく。また、若手参加者の目標値については、毎年大学生を対象としたボランティア活動を実施しているため、学生や地元の意見を聴きながら、適切な数値の設定を検討していく。 ボランティア実施回数の目標値については、10回／年を設定した。 (農村振興課)</p>
<p>(3) とちぎ農産物海外 販路開拓集中プロ モーション（マレー シア・インドネシ ア）業務委託</p>		
<p>① 事業評価の必要 性について（意 見）</p>	<p>日本の輸出者に直接業務委託するなど、中間マージンを削り費用削減する方法は他にもあったと考えられる。 最小の費用で最大の効果を上げられる手法であったか否か事業評価を行う必要がある。</p>	<p>事業評価については、輸出促進会議や事業報告会を開催し外部からの意見・評価を次年度事業に反映させるなど、より効果が上がる事業となるよう取り組むこととした。なお、平成30(2018)年度実施プロポーザル事業については、参加者が直接輸出を行う提案もあったところであり、引き続き県産農産物の輸出拡大に取り組んでいく。 (経済流通課)</p>
<p>(4) 牛肉検査業務委託</p>		
<p>1 ① 再委託先の承認 について（指摘事 項）</p>	<p>仕様書において、委託先が検査機器を有しない場合は、機器を有する検査機関において検査するとされているが、契約手続の中で検査機関の</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和元(2019)年度から委託先が検査機関に検査を依頼する場合、厚労省の通知に基づく検査方法を行う検査機関であることを確認した上</p>

	<p>承認が行われていない。 委託契約先が再委託を行う場合には、再委託先の業務内容や履行能力等を審査して承認する手続を適切に実施すべきである。</p>	<p>で、承認手続を実施した。 (畜産振興課)</p>
<p>② 見積単価の検討について(意見)</p>	<p>契約単価は委託先1者の見積単価と同額であり、見積書の単価内訳において検査機関に依頼している測定検査の費用が明示されていない。 契約の際には検査機関の検査単価がわかる見積書等を徴取して検討すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、委託先から見積書を徴する際に、測定検査費や事務手数料が分かる見積書を徴収して検討した。 (畜産振興課)</p>
<p>③ 検査機関における検査方法について(意見)</p>	<p>委託先が検査を依頼している検査機関の使用機械が、より精密な検査ができるため高価なことが、委託単価への影響として大きいと説明されている。 より経済的な検査方法を促していくことが望まれる。</p>	<p>御意見を踏まえ、業者と協議した結果、検査方法の変更には至らなかったが、令和元(2019)年度の契約においては、契約単価が減額となった。 引き続き経済的な検査方法を促していく。 (畜産振興課)</p>
<p>(5) 牛肉検査業務委託 2</p>		
<p>① 再委託先の承認について(指摘事項)</p>	<p>仕様書において、委託先が検査機器を有しない場合は、機器を有する検査機関において検査するとされているが、契約手続の中で検査機関の承認が行われていない。 委託契約先が再委託を行う場合には、再委託先の業務内容や履行能力等を審査して承認する手続を適切に実施すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和元(2019)年度から委託先が検査機関に検査を依頼する場合、厚労省の通知に基づく検査方法を行う検査機関であることを確認した上で、承認手続を実施した。 (畜産振興課)</p>
<p>② 見積単価の検討について(意見)</p>	<p>契約単価は委託先1者の見積単価と同額であり、見積書の単価内訳において検査機関に依頼している測定検査の費用が明示されていない。 契約の際には検査機関の検査単価がわかる見積書等を徴取して検討すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、委託先から見積書を徴する際に、測定検査費や事務手数料が分かる見積書を徴収して検討した。 (畜産振興課)</p>
<p>(6) 水産試験場機械設備等保守管理業務委託</p>		
<p>① 長期継続契約の採用について(意見)</p>	<p>機器等の保守管理業務の委託については、長期継続契約の対象に含まれている。長期継続契約の採用により、委託料を削減する必要がある。</p>	<p>研究の見直しや老朽化による設備改修対応等により保守管理の対象となる機械設備に変更が生じることから、長期継続契約は困難である。 そのため、引き続き単年度契約を締結することとするが、御意見を踏まえ、引き続き委託料の削減に努めていく。</p>

(水産試験場)

8 県土整備部

(1) 建設業総合管理システム保守管理業務委託

① 長期継続契約の採用について(意見)

電算システム等の運用保守業務の委託については、長期継続契約の対象に含まれている。1者随意契約であり、競争原理により委託料削減を期待できないため、長期継続契約の採用により、委託料を削減する必要がある。

御意見を踏まえ、令和元(2019)年度より5年間の長期継続契約を採用した。(監理課)

(2) 土木行政総合情報システム保守管理業務委託

① 見積の検証について(意見)

見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

御意見を踏まえ、契約金額の積算根拠である見積ベースの作業時間と実績時間を把握し、その作業時間の妥当性の確認を行い、積算時間の算定等について適切に対応していく。(技術管理課)

② 長期継続契約の検討について(意見)

当該委託業務は、イレギュラー事項のシステム対応があり業務量に多寡が生じるため長期継続契約は困難として每期継続して委託契約を締結している。通常の保守業務とイレギュラー事項に対応する業務とを分離し、通常の保守業務を長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

当該委託業務は、次年度の入札制度等の改正に伴うシステム改修を見込んで、通常の保守業務とあわせて単年度の委託契約により実施している。しかしながら、制度改正等について、数年先のシステム対応の業務量を見込む事が難しく、また通常の保守業務はシステム改修の内容に左右されるため、長期継続契約としての対応は困難である。(技術管理課)

(3) 土木設計積算システム保守管理業務委託

① 見積の検証について(意見)

見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

御意見を踏まえ、契約金額の積算根拠である見積ベースの作業時間と実績時間を把握し、その作業時間の妥当性の確認を行い、積算時間の算定等について適切に対応していく。(技術管理課)

(4) 設計委託 宇都宮東警察署庁舎新築工事

① 変更契約とする妥当性について(意見)

県は、当初の落札業者と造成と外構の設計及び測量業務を追加した変更契約を締結しているが、当該追加の業務委託について競争入札に掛け

今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を図っていく。(建築課)

(5) 設計委託 県立博物館収蔵庫新築工事

① 変更契約とする妥当性について(意見)

れば、追加の業務を専門とする業者により落札率が下がった可能性もある。

県は、競争入札による経済性の確保の観点からも変更契約とすることが妥当であるか検討することが望ましかった。

県は、外構の設計及び測量業務とアスベスト分析を追加した変更契約を当初の落札業者と締結しているが、当該追加の業務委託について競争入札に掛ければ、追加の業務を専門とする業者により落札率が下がった可能性もある。

県は、競争入札による経済性の確保の観点からも変更契約とすることが妥当であるか検討することが望ましかった。

今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を参考としながら、適切な対応を図っていく。(建築課)

(6) 栃木県県営住宅(大田原地区及び佐野・足利地区を除く)管理代行業務委託 ※変更契約分(修繕待ち空き家に係る修繕)含む

① 指定管理者制度への移行について(意見)

指定管理者制度を採用すれば、民間企業の参入により、サービスの向上や競争原理によるコスト縮減が期待できる。

県営住宅の管理について、指定管理者制度へ移行するための今後の具体的計画を早急に策定すべきである。

県営住宅の管理については、指定管理者の業務内容及び権限を見直し、全面的に指定管理者制度に移行できるよう検討を進めていく。(住宅課)

(7) 一般国道119号(宇都宮北道路)交通管理業務委託

① 契約業務のチェック作業について(意見)

平成29年度の年度協定書を査閲したところ、年度記載に誤りがあった。また、平成28年度の当初契約額には消費税が二重計上されており、その後、変更契約を締結していた。

設計業務や契約業務におけるチェック作業は、より慎重に行うべきである。

御意見を踏まえ、設計業務や契約業務におけるチェック作業を、より慎重に行うよう努めていく。

(宇都宮土木事務所)

(8) 街路樹管理業務委託 123号外その3(道保全単)

① 予定価格の設計について(意見)

寄植剪定や機械除草の設計面積は毎年異なっているにも関わらず、予定価格は3年連続でほぼ同額になっており、不自然である。

変更契約ありきで実態とかけ離れた仕様としたのでは、入札参加者による適正な積算を阻害する。また、当初の仕様より大幅に業務量が多くなる場合には委託業者の施工体制にも影響を与える。適正な仕様により、適正な予定価格の設計を心がけるべきである。

御意見を踏まえ、街路樹管理にかかる設計及び費用対効果について、除草のあり方を検討・試行を行った。結果を踏まえ、見直しを行っていく。

(宇都宮土木事務所)

(9) 積算業務委託 宇都宮向田線その21, 22, 23, 25(快安道補)

① 委託料について(指摘事項)

建設技術センターの経常収益に対する当期経常増減額の比は、建築積算業の属する「その他の土木建築サービス業」の業界平均と比較すると著しく高く、建設技術センターへの委託料の設定水準について検証の必要性があることを示している。

県は、歩掛が過大となっていないかの検討も含め、「公益財団法人とちぎ建設技術センター 業務委託積算基準」を見直す必要がある。

指摘内容を踏まえて、平成30(2018)年度の積算業務委託について、改めて建設技術センターへ実績の作業時間等を確認した結果、積算基準に示す歩掛と近似しており、その妥当性が確認できた。今後とも引き続き、当該業務委託に係る作業時間等の実績を把握し適切に対応していく。

(宇都宮土木事務所)

② 外部委託することの経済合理性について(意見)

当該業務は、原則的には土木事務所にて実施する業務であるが、県は、繁忙期に職員の時間確保が厳しいことを理由に相当数の案件を建設技術センターに外部委託しており、かつ、委託先において高い収益を挙げている状況を鑑みると、県で人材を確保して内部業務化した方が費用面でのメリットがある。最小の費用で最大の効果を挙げる手法となっているか検討が必要である。

繁忙期を想定しての職員確保が困難であるため、外部委託により執行することが適切だと考える。

引き続き、適切な対応を図っていく。

(宇都宮土木事務所)

③ 予定価格の事前公表について(意見)

予定価格は事前公表とし、最低制限価格は事後公表としているが、最低制限価格の算定方法も県のホームページ等で公表されているため、最低制限価格の1万円の端数が切り上がるか切り下がるかを当てるだけの争いになっている。

入札参加者による適切な積算が行われず争原理が阻害される弊害が生じているため、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応も視野に入れるべきである。

御意見を踏まえ、入札結果の状況等を参考としながら、適切な入札制度の検討に努めていく。

(宇都宮土木事務所)

(10) 板荷引田トンネル
(仮称)新設に伴う中央監視設備機能増設(システム改造)業務委託

① 積算方法の検討について(意見)

積算にあたり、参考見積書を徴取しているが、作業内容について県の単価に置き換えられる部分がないことを理由に、見積書と同額で積算をしている。

委託する作業内容に県の基準単価がないとしても、技術者の単価と見積工数により積算する方法を検討すべきである。

今後は、同種同様のシステム改造等業務委託における設計積算にあたっては、見積工数による積算を検討していく。

(鹿沼土木事務所)

(11) 黒磯板室インターチェンジ維持管理業務委託

① 委託料積算額の算定方法について(意見)

業務のうち交通管理業務は、協定区間に直接要した業務を把握し、これに基づいた適切な費用負担をしているかを検討すべきである。

委託先の交通管理業務の作業内容は、道路巡回(一部路面点検を含む)、交通規制、落下物処理、事故対応、故障車対応、交通管制を行う業務等で12回/日実施している。

個別の対応は、元々この道路巡回の中に含まれており、作業の有無や回数等により費用に差異が出るものではない。

(大田原土木事務所)

(12) 地質土質調査業務委託 袋川その42(災害調査)及び測量設計業務委託 旗川外その41(災害調査)

① 指名選考委員会議事録への指名理由の記載について(指摘事項)

指名選考委員会議事録には入札参加資格者名簿が添付されているが、委託先候補とした理由は記載されていない。

委託先の指名理由は口頭で説明しているとのことであるが、透明性を確保するため、指名理由を指名選考委員会議事録に記載すべきである。

緊急に業務の履行能力を有する業者を選定したものである。今後、同様の案件が生じた場合には、指名理由を明確に記録していく。

(安足土木事務所)

(13) 流域下水道及び流域下水汚泥処理施設の事業管理に関する業務委託

① 委託料精算方法の契約書における記載について(指摘事項)

委託契約書では、受注者は委託期間が満了したとき、委託業務に費やした実費を差し引いて発注者に返納しなければならないと記載されているが、契約書には実費を差し引く対

令和元(2019)年度委託分から、契約図書に精算対象費目別の精算方法及び一般管理費の算出方法、返納額について明記した。

(下水道管理事務所)

<p>② 変更契約の妥当性について（指摘事項）</p>	<p>象となる精算対象費目別の委託料が明記されていない。 疑義の生じないように契約図書に明確に精算方法を定めるべきである。</p> <p>委託料は見積りや予定価格の決定を経たうえで、適正な額として契約されているものであり、設計や仕様の変更などが無い限り、原則として変更は認められない。 当初設計書に用いられた県の人件費単価が前年度のものであったため、当年度の単価に設計を修正したものであるが、変更の理由として不適切であり、変更契約は妥当とは認め難い。</p>	<p>変更契約の締結にあたっては、請負者と協議を行うとともに、その理由・内容が土木設計業務等変更ガイドラインの変更契約事由に該当するかどうか十分に精査し、複数人でチェックするなど適正な事務処理に努めていく。 (下水道管理事務所)</p>
<p>(14) 流域下水道包括的維持管理業務委託 ① 修繕費負担の判断基準の明確化について（指摘事項）</p>	<p>業務要求水準書で250万円を超える修繕については県負担としているが、一連の関連工事と考えれば基準額を超え、単独の修繕工事と考えれば基準額以下となるような場合の修繕費負担の判断基準が明確になっていないため、判断基準を明確にすべきである。</p>	<p>包括的維持管理業務委託（修繕費）積算要領を作成し、修繕費負担の判断基準を明確にした。 (下水道管理事務所)</p>
<p>② 契約変更時の確認について（意見）</p>	<p>県は変更契約を行う際に、県が入手した3社以上の見積書の最低金額をもって変更契約を締結しているが、変更契約はイレギュラーなことなので、変更契約分については、後日、契約書や領収書で確認すべきである。</p>	<p>修繕工事の変更契約については、包括的維持管理業務委託（修繕費）積算要領を作成し、支払額が確認できるよう対応した。 また、修繕工事以外の契約変更も本要領に倣い対応することとした。 (下水道管理事務所)</p>
<p>③ 指定管理者制度の導入について（意見）</p>	<p>流域下水道維持管理運営にあたり、指定管理者制度を導入している県も散見される。他県の指定管理者制度導入による実績を参考にしながら受皿となる民間事業者の動向を見極め、指定管理者制度の導入を検討していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、他県の指定管理者制度導入による実績を参考にしながら受皿となる民間事業者の動向を見極め、指定管理者制度の導入可能性を検討していく。 (下水道管理事務所)</p>
<p>(15) 栃木県流域下水道事業固定資産・評価等業務委託 ① 入札参加資格の確認について（意見）</p>	<p>入札資格のチェックリストを作成する際は、実施要領や仕様書が定める要件について、誤解なく正確に確認できる内容になるよう留意が必要である。</p>	<p>御意見を踏まえ、入札参加資格として「資格」や「業務経験」等の確認要件ごとに、誤解なく正確な確認ができるようチェックリストの項目の細分化等を図った。 (下水道管理事務所)</p>

(16) 道路及び河川等維持管理統合業務委託

① 契約期間について(指摘事項)

契約期間を原則的な一年ではなく、半期としているが、現状では契約を半期ごとに分割する特段のメリットは出ていない。

原則的な一年の契約にすることで、諸経費の率が下がり予定価格が下落するため、契約金額の減額を期待できるほか、契約本数が減るため、県の事務量も軽減することができる。

上期と下期の契約を合併し、通年契約にすべきである。

指摘内容を踏まえ、関係課と課題等について整理を開始するなど、協議を行っている。

(宇都宮土木事務所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、矢板土木事務所、大田原土木事務所、烏山土木事務所、安足土木事務所)

② 公募型プロポーザル方式を採用することの適切性について(意見)

県の随意契約理由は、競争入札を採用しない理由として適切ではない。競争入札により、事業者を選定すべきである。

県民の暮らしを安全・安心に継続的に確保していく必要があることから、県の求める維持管理の品質基準に対し最も確実性の高い業者を選定するため、競争入札ではなく、より公平性の高い公募型プロポーザル方式が最適な手法と考え、実施していく。

(宇都宮土木事務所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、矢板土木事務所、大田原土木事務所、烏山土木事務所、安足土木事務所)

③ 委託先固定化への懸念について(意見)

本委託業務は、公募型プロポーザルとしているものの、受託可能な者は実質的に限定されている。

統合化のメリットについては理解できるものではあるが、委託先の固定化に伴う懸念があることに留意すべきである。

道路の維持管理において緊急対応ができる体制は維持すべきであるため、統合業務委託に移行するにあたっては、その受託の可能性を十分に調査、検討し、入札不調とならないことが判断できる段階で移行に踏み切ったものであり、応札者を想定したものではない。

しかし、御意見を踏まえ、委託先が固定化する懸念が生じないように留意しながら業務を遂行していく。

(宇都宮土木事務所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、矢板土木事務所、大田原土木事務所、烏山土木事務所、安足土木事務所)

④ 足利地域の統合業務への移行について(意見)

特定の委託先を想定して統合業務化を決めているように見受けられる。本来は統合業務化を決めてから委託先を選定すべきであり、委託先ありきで統合業務化を決定すべきではない。

今後は人手不足等により統合化を実施する可能性があるため意見交換を実施したものであり、特定の委託先を想定したものではないが、御意見を踏まえ、令和元(2019)年度から足利地域についても統合化を行うこととした。

(安足土木事務所)

⑤ 施工体制表の不備について（指摘事項）

事故防止対応マニュアルにおいて、通行規制等の業務協力者に指定している会社が、施工体制表には入っていない。災害時に協力をあおぐ重要な会社であり、施工体制表に含める必要がある。

事故防止対応マニュアルと施工体制表が整合するよう、通行規制等の業務協力者を全て記載した。（安足土木事務所）

⑥ 災害査定時の足場作製の必要性について（意見）

国土交通省と財務省の職員が災害査定に来るときに、災害箇所を確認できる場所まで行くための仮設の階段と手摺を設置している。設置費用で約25万円をかけているが、必要性について検討の余地がある。

仮設階段等の設置は被災現場における関係者の安全を確保するためには緊急に必要な場合に措置しており、今後も必要性を検討した上で設置していく。

（安足土木事務所）

⑦ 巡回・巡視活動に関する、共通仮設費及び現場管理費について（意見）

巡回・巡視活動においては合計で直接費の6～7割程度の共通仮設費と現場管理費が加算されているが、巡回・巡視ではその都度作業は発生しているものの、通常の個別発注する工事とは性質が異なる。積算上、作業実態を反映した共通仮設費率及び現場管理費率になっているかどうか、検討する必要がある。

本件における積算基準書については国の積算基準書を準拠して使用しており、当委託業務で積算している諸経費率等の区分については問題ないと認識している。引き続き、適正な業務委託の実施に努めていく。

（大田原土木事務所、日光土木事務所）

9 会計局

(1) 栃木県財務会計システム運用業務委託

① 長期継続契約の契約期間について（意見）

本委託契約は5年間の長期継続契約になっているが、通知に定められた契約期間の例外のいずれにも該当しないため、契約期間を5年とすることは妥当ではないものと考えられる。

本委託契約について5年間の長期継続契約を締結するというのであれば、通知を改正して対応すべきである。

包括外部監査での意見を踏まえ、通知別紙「条例施行にあたっての留意事項」4契約期間を見直し、電算システム等の運用又は保守管理業務の委託に関する契約についても、原則5年以内の長期継続契約を締結できるよう改正し、平成31年3月1日付けで各課室・各公所宛で通知した。

（会計管理課）

10 議会事務局

(1) 県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継業務委託

① 事業の効果の確認について（意見）

放送した県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継番組の視聴率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。

テレビ中継番組の視聴率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。

県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にしながら、SNS等を通して番組情報を発信するなど、効果的な議会広報を行っていく。

（政策調査課）

(2) 栃木県議会本会議場音響設備改修業務委託

<p>① 価格調査の必要性について（指摘事項）</p>	<p>見積書より単価10万円以上の部材を抽出したところ定価販売のものが多く、実勢価格よりも高くなっている傾向がある。1者随意契約であり、競争原理が働かないことから、県は価格調査を十分に行い、価格交渉をすべきであった。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、適切な対応を図っていく。 (総務課)</p>
<p>② 液晶ディスプレイの壁掛金具について（意見）</p>	<p>景観が阻害されることから特注品の金具を使用しているが、設置面に補強材を入れて市販品を利用する等の代替案を検討し、極力コストを削減できる方法を模索すべきであった。</p>	<p>今後、同様の案件が生じた場合には、御意見を踏まえ、コスト削減に努めていく。 (総務課)</p>
<p>(3) 県議会運営システム設備点検保守業務委託</p>	<p>機器等の保守管理業務の委託については、長期継続契約の対象に含まれている。1者随意契約であり、競争原理により委託料削減を期待できないため、長期継続契約の採用により、委託料を削減する必要がある。</p>	<p>令和元(2019)年度の委託契約から3年間の長期継続契約を採用した。 (総務課)</p>
<p>(4) 県議会本会議及び予算特別委員会ラジオ中継業務委託</p>	<p>放送した予算特別委員会ラジオ中継番組の聴取率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。ラジオ中継番組の聴取率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にしながら、SNS等を通して番組情報を発信するなど、効果的な議会広報を行っていく。 (政策調査課)</p>
<p>(5) 県議会広報テレビ番組「県議会ハイライト」制作及び放送業務委託</p>	<p>放送した番組の視聴率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。 県議会広報テレビ番組の視聴率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。</p>	<p>県政世論調査等による県民の情報入手手段の結果等を参考にしながら、SNS等を通して番組情報を発信するなど、効果的な議会広報を行っていく。 (政策調査課)</p>
<p>(6) 県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託</p>	<p>本業務については、業者への聞き取り等によれば、条件付き一般競争入札で実施することは可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導</p>	<p>御意見を踏まえ、令和元(2019)年度から一般競争入札により実施することとした。 (政策調査課)</p>

<p>(7) 栃木県議会質疑・質問映像及び広報用動画インターネット中継業務委託</p> <p>① 長期継続契約の対象となる業務の拡大の検討について(意見)</p>	<p>入の検討をすべきである。</p> <p>「条例施行にあたっての留意事項」(平成18年1月19日制定)によれば「条例及び規則に限定列挙された契約に該当しない契約は、長期継続契約の対象とはならない。」としており、対象業務の判断にあたっては限定的に解釈すべきとしている。</p> <p>長期継続契約については、経済性の向上、安定的な県民サービスの提供及び事務効率の向上が図れる可能性がある。長期継続契約の対象となる業務の拡大を図るため、長期継続契約の対象となっていない業務についても、関係部局から適用の要望を受け付けるなど、関連規定について検討を加えていくことが望まれる。</p>	<p>毎年度、会計管理課において財務規則等の改正要望を各部局に照会しており、その中で長期継続契約の適用に関する要望が出された場合は、必要な改正を適切に行っている。</p> <p>御意見を踏まえながら、引き続き適切に見直していく。</p> <p>(政策調査課、会計管理課)</p>
---	--	---